

令和7年第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月9日（金） 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所1階 会議室1

3. 出席委員 12名

中村英子 安田鷹嗣 那須千代 小森公明
上村博文 境 良一 芥川高一 芥川清二
鎌賀和夫 太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子

4. 欠席委員 0名

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 芥川清委員 太田委員

6. 議 事

- (1) 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第19号 農用地利用集積計画の同意について
- (4) 議案第20号 農地の競売に対する適格証明願について
- (5) 議案第21号 令和7年度農業雇労賃の協定（案）について
- (6) 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 只今から令和7年第5回農業委員会総会を開催いたします。本日は、全委員ご出席ですので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 本年5回目の総会開催お忙し中ご出席頂きましてありがとうございます。4月18日にパパイヤ、イチジクの定植を行いまして、多くの委員の皆様にご協力いただき、大変お世話になりました。しかしながら、先

日の冷えにより 2 本ほど葉が枯れている状況です。今後 2・3 週間に 1 回程度 L I N E にて状況報告をしていく予定ですので、よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございました。続きまして次第 3 の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第 5 条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、芥川清委員さんと太田委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第 1 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号 1 番について、確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員 何も問題無いと思われます。ご審議よろしくお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明します。地図は 5 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約 2 km、農機具はリース予定で、新規就農のため営農計画書が添付されています。主たる作物は露地野菜で、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 1 番について承認します。次に、申請番号 2 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局	申請番号2番については、現地確認を行ったところ、農地として耕作できる状態でなかったため保留とします。議案書からは削除をお願いします。
境議長	事務局の説明のとおり2番については削除をお願いします。次に、申請番号3番について、議案に係る谷山委員は退室をお願いします。それでは、確認委員の上村委員より説明をお願いします。
上村委員	何も問題無いと思われます。ご審議よろしくお願いします。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号3番について説明します。地図は7ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で5分、農業年数は60年、農機具を所有し、主たる作物は米、野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、申請地は所有者不明農地であったため譲受人が中間管理機構を通して令和6年1月から借り受けて耕作しておりました。今回、相続財産清算人の依頼を受けた不動産業者から譲受人へ売り渡しの申出があったものです。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので3番について承認します。谷山委員は入室をお願いします。次に、申請番号4番について、確認委員の上村委員より説明をお願いします。
上村委員	特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
境議長	確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

- 事務局 申請番号4番について説明します。地図は8ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は徒歩1分で、農業年数は35年、農機具を所有し、主たる作物は米、野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 芥川清委員 申請事由にある経営移譲の再設定とはどういう意味だろうか。
- 事務局 農業者年金の加算分である経営移譲年金を受給するにあたり、合意解約のうえ貸借を再設定する必要があることから、本申請が提出されております。
- 境議長 他にご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので4番について承認します。次に、申請番号5番について、確認委員の上村委員より説明をお願いします。
- 上村委員 何も問題ありません。ご審議よろしくをお願いします。
- 境会長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号5番について説明します。地図は9ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約3kmで、農機具を所有し、新規就農のため営農計画書が添付されています。主たる作物はキャベツになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので5番について承認します。次に、申請番号6番について、確認委員の長溝委員より説明をお願いします。

長溝委員 特に問題ありません。ご審議よろしくお願いします。

境会長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号6番について説明します。地図は10ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で1時間ほどで、農業年数は15年、農機具をリース予定で、主たる作物は水稻、野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号6番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので6番について承認します。次に、申請番号7番について、確認委員の太田委員より説明をお願いします。

太田委員 何も問題ありません。ご審議よろしくお願いします。

境会長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号7番について説明します。地図は11ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は徒歩1分で、新規就農のため営農計画書が添付されています。たる作物はジャガイモ、玉ねぎになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号7番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので7番について承認します。次に、申請番号8番について、確認委員の加悦委員より説明をお願いします。

加悦委員 何も問題ありません。ご審議よろしくお願いします。

境会長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号8番について説明します。地図は12ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約700mで、農業年数は20年、農機具を所有し、たる作物は水稻、みかんになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号8番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので8番について承認します。次に、申請番号9番について、確認委員の加悦委員より説明をお願いします。

加悦委員 特に問題ありません。ご審議よろしくお願いします。

境会長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号9番について説明します。地図は13ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約300mで、農業年数は33年、農機具を所有し、主たる作物は水稻、みかんになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号9番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので9番について承認します。次に、申請番号10番について、確認委員の加悦委員より説明をお願いします。

加悦委員 特に問題ありません。ご審議よろしくお願いします。

境会長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号10番について説明します。地図は14ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で1時間、農業年数は10年、農機具を所有し、主たる作物はみかんになり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、申請地は筆界未定地ですが、平成28年にも同じ場所で3条申請が認められていること、筆界未定地内の他の土地は耕作されておらず山林となっていることなどから、地区の現地確認時には、許可が可能と判断しています。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号10番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので10番について承認します。以上、議案第17号について9件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号1番について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 申請番号1番については、現時点で、市の災害防止条例に基づく都市整備課との協議がされていないため保留とし、次回以降の総会で審議します。議案書からは削除をお願いします。

境会長 事務局の説明のとおり1番については削除をお願いします。次に申請番号2番について、確認委員の那須委員より説明をお願い致します。

那須委員 特に問題ないものと思われます。ご審議よろしくお願いします。

境議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明があればよろしく
お願いします。

事務局 申請番号２番について説明します。地図は１９ページ及びスクリーンを
ご覧ください。申請人は、古保里町に居住する個人です。申請人の親族
が経営する会社の既存駐車場に工場を増設する計画があり、他に駐車場
用地とする土地を探していたところ、申請地は工場に隣接しており利便
性がよいことから、今回、申請人個人が購入し、貸駐車場として転用申
請することとなりました。申請地は、公共投資のされていない、１０ha
未満の生産性の低い第２種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号２番について委員さんのご意見
はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので２番について承認します。次に申請番号３
番について、確認委員の那須委員より説明をお願い致します。

那須委員 特に問題無いと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明があればよろしく
お願いします。

事務局 申請番号３番について説明します。地図は２０ページ及びスクリーンを
ご覧ください。申請人は、松山町で建設業等を営む法人です。申請地は
会社の隣接地で２０００年４月頃より、従業員用の駐車場として利用し
ていますが、転用の手続きが必要とは知らなかったとのことで始末書添
付の案件です。申請地は、公共投資のされていない、１０ha 未満の生
産性の低い第２種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号３番について委員さんのご意見
はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長	異議なしということですので3番について承認します。次に申請番号4番について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	申請番号4番については、書類不備のため、来月以降に審議予定です。議案書からは削除をお願いします。
境会長	事務局の説明のとおり4番については削除をお願いします。次に申請番号5番について、確認委員の宮本委員より説明をお願い致します。
宮本委員	何も問題無いと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
境議長	確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明があればよろしくをお願いします。
事務局	申請番号5番について説明します。地図は22ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、宇城市の協同組合です。運営する堆肥センターの隣接地に汚泥分離槽及び不足している駐車場を新設するための転用申請となります。なお、申請地は農振農用地区域でありましたが、令和7年4月に除外の手続きが完了しており、除外後の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当すると思われますが、不許可の例外である既存敷地の拡張に当たるため許可は可能と思われます。以上です。
境議長	事務局の説明は終わりました。申請番号5番について委員さんのご意見はありますか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので5番について承認します。以上、議案第18号について、3件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第19号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。議案書の25ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によっ

て計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。

借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃（しゃくちん）などにつきましては議案書記載のとおりです。

25ページ32番から36番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の新規及び再設定となります。

次に26ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田が6,158㎡、畑が5,193㎡、合計が11,351㎡となっています。

次に27ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。

第5回総会時点での令和7年の累計は、基盤法による利用権の新規設定が3,560㎡、再設定が44,472㎡、農業公社による利用権の新規設定が75,450㎡、再設定が22,747㎡、公社売買による所有権移転が1,222㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第19号について承認します。次に、議案第20号「農地の競売に対する適格証明願について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 買受適格証明願は、裁判所で競売にかかった土地や、税務署などで公売にかかった農地を入札しようとする場合、その入札者が農地法の許可を受けることができる者であることを証明するものであり、この証明がなければ入札に参加することができません。

審査する項目については、通常の3条又は5条申請と変わりありません。申請番号1番について説明します。議案書29ページをご覧ください。地図は30ページです。

昨年12月にも同じ案件を審議しましたが、12月の競売では入札しておらず、6月の競売で入札するとのことで、以前の証明書は使用できないため改めて買受適格証明を受けたいとのことでした。

申請人は現在、熊本市中央区に居住していますが、申請地に隣接する宅地に令和7年秋から住宅を建築されます。今回、申請地を駐車場として

転用し、車3台を停める計画です。

申請地は、公共投資のされていない、10ha未満の生産性の低い第2種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第20号について承認します。次に、議案第21号「令和7年度農業雇労賃の協定（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第21号、令和7年度農業雇労賃金（案）についてご説明いたします。本日お配りしております別紙2をご覧ください。

これは、10a当たりの賃金を記載していて、令和7年度の初田起こしを7,000円、代かきを7,000円、機械田植えを7,000円、コンバインつまり機械刈取りを15,000円としており、この金額は昨年度からそれぞれ500円増額となっています。

また、令和7年度の宇城管内の平均額は表右側のとおりです。

美里町は昨年度の金額と同様、宇城市は耕起、代かきが昨年度から500円増額、機械田植えは700円増額、コンバインが1,000円増額となっております。

宇土市の令和7年度案の金額は、近年の物価上昇などの情勢も踏まえて宇城市と同様に昨年度から増額としていますが、宇城平均、県平均と比較し、大きな差異はないと思います。

以上、案の説明を終わります。ご検討よろしく願いいたします。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第21号について承認します。次に、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告いたします。33ページをご覧ください。

解約件数は１１件、総合計は２０筆で２１４１４.５５㎡です。
解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第６号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。事務局からあるようですのでお願いします。

事務局 農地改良届が１件提出されております。別紙資料１をご覧ください。
今月提出されました農地改良届は記載のとおりです。これらの農地につきましては、盛土終了後に「農地改良完了届」が所有者より提出されます。完了届が提出された後、委員の皆様と事務局で現地の確認を行うことを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

境議長 他にございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございます。閉会の言葉を鎌賀委員にお願いします。

鎌賀委員 ご審議ありがとうございました。これをもちまして令和７年第５回の総会を閉会します。

議 長 境 良一

議事録署名人 芥川 清二

議事録署名人 太田 桂子